


所管部課	学校教育部 給食課	部長	阿部 晴彦	
件名	東大和市学校給食センター給食費に関する規則の一部を改正する規則について			
	区分	1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>平成29年4月1日に予定している組織改正に伴い、規則の一部を改正したものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2条（給食の実施基準日数等）、第3条（給食費の基準月額）、第5条（日割計算による給食費の額）中、「第一給食センター」を削除し、「第二給食センター」を「給食センター」に改める。 ・第6条（給食費の納入）、第8条（給食費の精算）中、「センター長」を「給食課長」に改める。 <p>(2) 施行日 平成29年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 平成29年4月1日付けの組織改正に対応することができる。</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>(1) 規則の案文は、文書課において審査済み。</p> <p>(2) 平成29年3月24日開催の教育委員会定例会において承認済み。</p> <p>(3) 平成29年3月27日に公布済み。</p>				
3. 留意事項（問題点等）				
4. 主管部処理案（検討結果等）				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。